

# 運用開始時に施工中の工事は届出が必要です

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。北九州市では令和7年4月1日に対象となる区域を指定し、運用を開始します。

運用開始日より前に工事に着手し、運用開始日以降も盛土等の工事を行う場合、運用開始日から21日以内に法第21条第1項・第40条第1項に基づく届出を行う必要があります。

## 届出提出期間

令和7年 4 / 1 (火) ▶ 4 / 21 (月)

(区域指定日が令和7年4月1日の場合)

## ■ 届出対象となる盛土等の規模

赤文字

A：届出書の提出対象

青文字

B：届出書＋別途資料（図面・写真等）の提出対象

### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					


### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

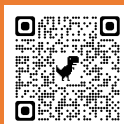
## ■ 提出書類について

提出書類	A (赤文字)	B (青文字)	明記すべき事項
届出書	○	○	詳細はホームページをご確認ください ↓↓↓ 
位置図	—	○	
地形図	—	○	
土地の平面図	—	○	
写真その他の書類	—	○	

※提出された届出の内容については、法21条第2項第40条第2項、省令第54条・第84条の規定に基づき、ホームページで公表されます。

北九州市の盛土規制法に関する情報は、ホームページに掲載しています。右のQRコードからアクセスいただき、ご確認ください

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/077\\_00012.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/077_00012.html)



<お問い合わせ>

北九州市都市戦略局計画部開発指導課  
電話番号：093-582-2644